

諷刺作家の誕生（二）

——初期ジョナサン・スウィフトの思想——

岸 本 広 司

はじめに

一 若き野心家

1 スウィフトの野心

2 ララカーの牧師

(1) ララカー

(2) 聖務と生活

(3) 聖パトリック大聖堂参事会員

二 最初の政治パンフレット

1 政治の動向とスウィフト

(1) 党派抗争

(2) ジャントの弾劾

(i) スペイン分割条約

（以上第六七巻一号）

（以上本号）

二 最初の政治パンフレット

1 政治の動向とスウィフト

博士号を取得して二カ月後の一七〇一年四月に、スウィフトはバークリー伯に同行してイングランドへ渡った。バークリーがイングランドへ行ったのは、前年の一二月にウイリアム三世が内閣を改造し、アイルランド総督が新たに就任したが、それに伴ってバークリーはアイルランド控訴院判事を解任され、本国に召還されたからである。⁽¹⁾ 彼が控訴院判事に任命されたのは一六九九年、在任期間はずか一年半あまりであった。

他方、スウィフトがイングランドへ行ったのは、主としてウイリアム・テンプルの遺稿集の出版に関してであった。スウィフトはテンプルの死後、渡愛するまでのしばらくの間、サリー州ムーア・パークにとどまってテンプルの『雑纂第三部』(*Miscellanea, Part III, 1701*)を編纂する仕事をしていた。その出版に向けての進捗状況を確認することが、今回のイングランド行きの主たる目的であった。成人してから四度目の渡英である。海を渡ったスウィフトは、イングランド中部のレスターで住む母親を訪ねたあとロンドンへ向かった。ロンドンでは、一七〇一年五月から九月まで滞在しているが、ちょうどその頃、イングランドの政局は大きく揺れ動いていた。そしてそれは、スウィフトに政治への関心を強めさせ、最初の政治パンフレット『アテネとローマにおける貴族・平民間の不和抗争』(*A Discourse of the Contests and Dissentions between the Nobles and the Commons in Athens and Rome, 1701*)を執筆させるきっかけを与えたものとなった。本節では、スウィフトの政治パンフレットを考察する前提として、まずこの時期の政治の動向を見ておこう。

(1) 党派抗争

よく知られているように、ウィリアム三世とアン女王の治世(一六八九—一七〇二、一七〇二—一四)は、トリーとウィッグが、議会のみならず世論をも巻き込んで激しい対立を繰り返した「党派抗争」(rage of party)の時代であった⁽²⁾。改めて言うまでもなく、「政党」(party)が本格的に登場したのは一六七〇年代から八〇年代のことである。チャールズ二世の弟でカトリック教徒であるヨーク公ジェームズを王位継承者から排除することを目的とした「王位継承排除法案」(Exclusion Bill)が議会で提出されたとき、法案に反対する「嫌悪派」(Abhorrens)と、それを支持する「請願派」(Petitioners)が誕生した。そして互いに相手を、つまり請願派は嫌悪派をトリー(Tory)、嫌悪派は請願派を「ウィッグ」(Whig)と呼んだ。このトリーとウィッグは、もともと侮蔑的な呼称であった。すなわち、トリーとはアイルランド語で盗賊や無法者を意味する foraidhe に由来する言葉で、卑しめの感情を伴った蔑称であった。また、ウィッグとはスコットランドにおける長老派勢力の反乱分子を指して用いられた whiggamore (スコットランド語で牛追いの意)の短縮形で、王権に対する反逆者を意味する侮蔑語であった。したがって、両党とも相手から否定的な評価しか受けていなかったが、二大政党の原型はまさしくここにあり、トリーとウィッグの出現から「最初の政党時代」(first age of party)が始まるのである⁽³⁾。

しかしながら、このような経緯で誕生した政党ではあるが、のちの政党のように組織化された政策集団ではなかった。それは恩顧や縁故などで結びついた人脈集団にすぎず、綱領や党則といったようなものはいまだなかった。それゆえ、この時代のトリーとウィッグを後世の近代政党と同一視すべきではない。にもかかわらず、それらが単なる徒党(faction)とは異なって、依拠する理念や原則があったことは事実である。換言すれば、両党の社会的基盤には際立った差異はなかったものの、トリーは伝統的秩序観を持ち、王位の世襲制、王権に対する服従、国教会体制の擁護などを基本原則としていた。それに対してウィッグは、社会契約説や抵抗権理論に立脚しながら、王権の

制限、議会の重視、宗教的寛容などを主張していたのである。⁽⁴⁾

前述の王位継承排除法案について言えば、結局のところトーリが勝利し、ヨーク公がジェイムズ二世として即位した。しかし王のカトリック化政策が強化されると、トーリはジェイムズへの警戒心を強めてしだいに離反していった。そして一六八八年、王権に対する忠誠よりも国教会体制の護持を優先させて、ウィッグとともに名誉革命を成し遂げたのであった。

即位したウィリアム三世は、トーリとウィッグのどちらにも偏らず、双方のバランスに配慮した人事を行った。いわゆる「混成内閣」(mixed ministry)である。⁽⁵⁾そのためかつてのような党派抗争は沈静化した。対立の火種はくすぶっており、時間の経過とともに顕在化していった。しかもその抗争は、トーリ・ウィッグという枠組みを超えて、複雑な様相を呈していったのである。すなわち、革命後トーリはいくつかの議会内グループに分裂するという過程を辿った。①行政政府の中枢に入って政権を担っていくグループ、②「事実上の」(de facto)国王として、ウィリアムへの服従を消極的ながらも受け入れていくグループ、③国教会護持の立場から、非国教徒に対するウィリアムの寛容政策を批判するグループ、④ジェイムズ二世と直系の子孫こそが正統な国王であると見なして、その復位を目指すジェイムズ派「ジャコバイト」(Jacobites)と呼ばれるグループである。またウィッグの方も、①本来のウィッグの原理に則って宮廷に対して一定の距離を置き、王権の制限や議会主権の徹底化を図ろうとするグループ(オールド・ウィッグ)、②積極的に宮廷に接近して、国王政府の要職に就こうとするグループ(コート・ウィッグ)の二つに分かれた。かくして、これまでのトーリとウィッグという対立軸を残しつつも、それと交差する形で、宮廷＝コート(Court)と地方ないし在野＝カントリ(Country)という対立軸が現れ、それらが絡み合いながら名誉革命後の政局は推移していったのである。⁽⁶⁾

さて、一六九五年に行われた総選挙ではウィッグが勝利を収めた。⁽⁷⁾政治の実権を握ったのは、権力を求めて宮廷

に接近していたウイックのコート派、つまり、ジャントと呼ばれるコート・ウイックの若手リーダーたちであった。「ジャント」(Junto)とは、会議を意味するスペイン語の junta に由来する言葉で、イングランドでは、私党・陰謀団・秘密結社といったネガティブな意味合いで用いられていた。ジャントを構成する政治家は必ずしも固定していたわけではないが、九五年前後のメンバーはジョン・サマーズ(のちのサマーズ男爵)、チャールズ・モンタギュー(のちのハリファックス伯爵)、トマス・ウォートン(のちのウォートン侯爵)、エドワード・ラッセル(のちのオーフォード伯爵)の四名であった。このときサマーズは国璽尚書(Lord Keeper of the Great Seal)、モンタギューは財務府長官(Chancellor of the Exchequer)、ウォートンは王室会計監査官(Comptroller of the Household)、ラッセルは海軍卿(First Lord of the Admiralty)のポストにあった——やがて彼らはスウィフトと知己になり、サマーズに至っては、傑作『桶物語』を捧げられる仲にまでなる——。彼らは優れた政治手腕を発揮し、九五年前後の政権中枢でコート派の実力者として権勢を振るった。⁽⁸⁾ちなみに、対仏戦争の巨額の戦費を調達するため一六九四年にイングランド銀行(Bank of England)が設立されているが、それに尽力したのは、国家財政の管理を担ったモンタギューであった。

しかしながら、一六九七年九月に「ライスワイク条約」(Treaty of Ryswick)が締結されて、九年間に及ぶ「アウクスブルク同盟戦争」(War of the League of Augsburg)が終結すると⁽⁹⁾、ジャントに対する批判が噴出するようになった。とりわけその声は、常備軍問題を契機として一気に高まった。

「常備軍」(standing army)とは、国王または国家により恒常的に維持される軍隊のことである。⁽¹⁰⁾ 議会では、同盟戦争終結とともに平時における常備軍保持の問題が大きな争点となった。⁽¹¹⁾ 対仏戦争期におけるイングランドの陸軍は、多い年で八万七〇〇〇を超す兵力を擁し、それを維持するために、毎年二〇〇万ポンド以上の費用を要していた。⁽¹²⁾ この莫大な戦費を捻出するために政府が行ったのは、関税と消費税の強化、地租の導入、さらに前述したイ

ングランド銀行の設立であった。税負担は重く、平時における常備軍の削減は急務の課題であった。だが戦争が終わっても、軍隊の規模をできる限り維持していくというのがウイリアム三世とジャント政府の方針であった。フランスに対する根強い不信感と警戒心からである。なるほど、ルイ一四世はライスウィク条約によってウイリアムをイングランド、スコットランドおよびアイルランドの王として承認し、ウイリアムの敵を援助しないと約束していた⁽¹³⁾。にもかかわらず、ルイはフランスに亡命中のジェイムズ二世の支援を止めようとせず、領土拡張への野望を捨てようとしなかった。そのため王と政府は、フランスとの戦争が再び起きるかもしれないことを予感しており、そうした懸念が常備軍維持という方針をとらせていたのである。

ウイリアム三世は、一六九七年二月三日の議会開会式における国王演説で、現今の国際情勢を考えると、「当面のところイングランドは陸軍なしに安全ではあり得ない⁽¹⁴⁾」と述べて、常備軍の必要性和その維持を強調した。そしてこの演説を契機として、常備軍をめぐる論戦が開始された。ウイリアムたちが必要と考える兵士の数は、少なくとも三万人であった⁽¹⁵⁾。それに対して、野党カントリ派は大幅な削減を要求した。その主たる理由は、常備軍が国王専制の道具となり、国民の自由と古来の国制が脅かされていると思われるからである。と同時に、常備軍を維持するために重税が課され、不満を募らせている地方の地主勢力 (landed interest) を守るためでもあった。このとき議会の論戦をリードしたのは、典型的なカントリ・ジェントルマンで、宮廷に対して一定の距離を置くカントリ・ウィッグのロバート・ハリーであった。ハリーはのちにトリー穩健派に変わってトリー政権を樹立し、やがてスウィフトと密接な関係を持つことになる。ハリーについての詳細は別稿に譲るとして、彼の主張した削減案は一六八〇年の水準、すなわち約八〇〇〇人にまで戻すというものであった⁽¹⁶⁾。この提案は一八五対一四八で可決され⁽¹⁷⁾。そして九八年一月に行われた陸軍予算をめぐる審議でも、カントリ派は政府の提案した金額四〇万ポンドを三万五千ポンドにまで引き下げること成功したのである⁽¹⁸⁾。

こうして、議会ではトリーとカントリ・ウィッグが常備軍問題を契機に攻勢を強めた。そして議会外でも、ジョン・トレンチャード、ウォルター・モイル、アンドルー・フレッチャー、ジョン・トーランド、サミュエル・ジョンソンなど、急進的ウィッグ(コモンウェルスマン)を含むカントリ派の著述家たちが、金融勢力(moneyed interest)と結びついたコート派の腐敗政治を論難しつつ、多くのパンフレットで常備軍の大幅な縮小ないし全廃を主張した。⁽¹⁹⁾ 他方コート陣営も、ダニエル・デフォーを代表とする作家たちに常備軍擁護のパンフレットを書かせた。⁽²⁰⁾ かくして常備軍をめぐる論争は、議会の外でも、政界の党派抗争と密接に関わりながら「文書戦⁽²¹⁾」と形容されるほど熱く繰り広げられたのである。いわゆる「常備軍論争」(standing army controversy)である。⁽²²⁾

議会の内外で攻撃にさらされたジャント政府は、しだいに弱体化していった。一六九八年七月に議会が解散され、総選挙が行われた。党派別獲得議席数は、定数五一三のうち、トリー二〇八、ウィッグ二四六、無所属五九であった。⁽²⁴⁾ この数字だけを見れば、前回九五年のときと同様、ウィッグの勝利と言うことができるかもしれない。だがコートとカントリという対立軸から見れば、明らかにカントリ陣営の勝利であった。というのは、ウィッグにはカントリ派議員が含まれていたし、無所属の五九名も、その多くがカントリ派ないし独立派の議員であったからである。⁽²⁵⁾ 勢力を増大させたカントリ派は、新しい議会が開かれた直後から政府側を激しく攻め立てた。一六九八年一二月一六日、ハーリーは常備軍の規模をさらに七〇〇〇人にまで削減し、入隊条件も「生粋のイングランド臣民」に限るという動議を提出している。これは翌一七日に承認された。⁽²⁶⁾ これによって、陸軍の大幅な戦力低下が避けられなくなった。しかも多くのオランダ人将兵、とりわけ王の護衛に当たるオランダ人近衛兵を除隊させなければならなくなった。ウィリアムにとつては屈辱的であり、そのショックは大きかった。三日後の一二月二〇日、ホラント州の法律顧問(Grand Pensionary)であるアントニー・ハインシウスに、「軍隊に関する議案が下院を通過したのがあまりにも悔しく、他の事柄を考えることなどとてもできない」と書き送っている。このときウィリアムは、退位し

てオランダに戻りたいと側近に漏らしていたとさえ言われている。⁽²⁸⁾

一六九九年五月四日に議会が休会となった。ウィリアム三世にとっては、実に「悲惨な会期」⁽²⁹⁾であった。もちろん、それはジャントのメンバーたちも同様である。彼らは、カントリ派から常備軍の問題だけにとどまらず、行政権力の肥大化、恒常化する過重な税負担、イングランドよりもオランダの利益優先、キャプテン・キッドの海賊行為等々の問題をめぐって繰り返し攻撃されていた。⁽³⁰⁾そのためジャントはかつての勢いを失い、ウィリアム王との不和も重なって、政権から次々と離れていくことになった。まず会期が終わった九九年五月に、ラ・オーグの海戦の英雄であるオーフォード伯が海軍卿を、財政改革の立役者であるチャールズ・モンタギューが財務府長官を辞任している。さらにモンタギューはその半年後、すなわち、新しい会期が始まる前日の一月一五日に第一大蔵卿 (First Lord of the Treasury) のポストを、そして翌一七〇〇年四月には、ジャントの中心人物として国政を指導してきたジョン・サマーズが、大法官 (Lord Chancellor) —— 国璽尚書であったサマーズは、九七年四月に大法官に任ぜられていた —— を退いているのである。もともと、政権から去ったのは彼らだけではない。正確にはジャントとは言えないものの、国王の政策顧問で、かつてサマーズたちの登用を王に進言したサンダーランド伯チャールズ・スペンサーも宮内卿を辞め、同じく王に近いシュルーズベリ公チャールズ・トルボットも、ジャコバイトとの関係が疑われて一七〇〇年に公職から身を引いている。さらに、ウィリアム王の最も信頼厚い側近で、オランダ人のポートランド伯ウィリアム・ベンティンクも駐仏大使を辞しているのである。

こうして、政権の中枢にいたジャントや実力者たちの多くが辞任に追い込まれた。権勢を振るったジャントの時代も、ついに終焉を迎えたのである。⁽³¹⁾だがそれ以降も、彼らに対するカントリ派の攻撃が止むことはなかった。一七〇〇年一二月に議会が解散され、翌年の一月から二月にかけて総選挙が行われた。トリー二四九、ウィッグ二一九、無所属四五という結果であった。⁽³²⁾二月六日に議会が開会された。議長に選出されたのは、カントリ派の指導者

ロバート・ハーリーである。⁽³³⁾これによって、庶民院の主権は完全にトリーに握られることになった。そしてこれが、つまり一党派による議会の支配が、やがてスウィフトに強い危機感を抱かせるようになるのである。

(2) ジヤントの弾劾

庶民院で多数を確保したトリーは、政権から去ったジヤントをさらに追い詰める作戦に出た。一七〇一年二月、トリー政権発足後最初の議会が開かれると、議会多数派は、スペインの領土分割をめぐってルイ一四世との間で結ばれた一六九八年と一七〇〇年の二つの秘密条約を取り上げ、それに関与した当時の閣僚たちを糾弾した。その矛先が向けられたのは、ポートランド伯、サマーズ男爵、オーフォード伯、ハリファックス男爵（チャールズ・モンタギュー）の四名であった。彼らは庶民院で弾劾決議され、貴族院で裁かれることになった。この弾劾問題についてはのちほど論じるとして、そもそも新しい議会で取り上げられた秘密条約とはどのようなものであったのだろうか。この時期、スペイン王位継承問題はヨーロッパ最大の懸案であり、イングランドにとってもきわめて重要な外交課題であった。以下、条約締結に至る経緯を見ておこう。

(i) スペイン分割条約

スペイン王のカルロス二世は生来心身が虚弱で、嗣子のないまま死去する可能性が高かった。そのため、広大な領土を有するスペインの後継問題は、かねてからヨーロッパ諸国の関心の的であった。継承権は、スペイン王家と姻戚関係にあるフランスのルイ一四世、神聖ローマ皇帝レオポルト一世、およびバイエルン選帝侯マクシミリアン二世エマヌエルが、それぞれ後継候補を擁立してカルロスの生前から自分たちの推す候補の正統性を主張していた。だが衰退の一途を辿っていたとはいえ、今なお海外に広大な領土を有するスペイン帝国である。いずれの候補が継

承しようとも、スペインが併合されることによってヨーロッパの勢力均衡が崩れるのは必至であった。とりわけイングランドが恐れたのは、大国フランスが継承権を獲得して、フランスの覇権が確立することであった。そこでウィリアム三世は、オランダとともに、カルロスの死後はスペイン帝国を三候補の間で分割すべきことを主張した。ルイは、カルロスの姉のマリー・テレーズ（一六八三年没）を妃に迎えていたことから王位継承権を頑強に主張していたが、やがて態度を軟化させてイングランドと交渉することにした。

フランスとの交渉は一六九八年三月から開始された。ヴェルサイユ宮殿でのイングランド側の外交代表は、ウィリアム三世の寵臣で、駐仏大使のポートルランド伯であった。それと並行して、ケンジントン宮殿でも協議が進められ、ウィリアム自らが大使のタラール伯カミーユ・ドスタンと交渉した。ウィリアムは同年七月にオランダに渡り、そこでもタラール伯と折衝を続けている。交渉は極秘のうちに進められ、英国議会はもちろん、大臣たちですらまったく知らされていなかった。ウィリアムは、外交政策に関してはイングランドの政治家たちを信頼せず、もっぱらオランダから連れてきた側近を政策顧問として重用していた。その代表がポートルランド伯であったのである。⁽³⁴⁾

大臣たちがこの秘密交渉をはじめて知ったのは、協議が大筋合意に達した一六九八年八月下旬のことである。まずオランダにいたポートルランド伯が、ウィリアム三世の指示を受けて、フランス側との合意内容を記した八月二四日付書簡を北部担当國務大臣 (Secretary of State for the Northern Department) のジェイムズ・ヴァーノンに送った。その骨子は、バイエルン選帝侯の王子ヨーゼフ・フェルディナントがスペイン本土、スペイン領ネーデルラント、サルデニア、西インド諸島を相続し、ルイ一四世の孫アンジュー公フィリップがナポリ王国、シチリア王国、トスカーナ大公国の五港湾都市とバスカ地方の一部を獲得し、皇帝レオポルト一世の次男カール大公がミラノ公国領を相続するというものであった。⁽³⁵⁾ ヨーゼフ・フェルディナントは王位継承順位が高く、またスペイン王位をフランスでもオーストリア（神聖ローマ帝国）でもなく、小国バイエルン選帝侯に相続させれば、ヨーロッパの勢力バ

ランスが大きく崩れることはないという考えから導き出された結論で、それ自体合理的な判断であった。そしてこの書簡が出された翌二五日、今度はウイリアム三世が、ジャントの大法官ジョン・サマーズに書状を送った。その中でウイリアムは、「スペイン王は一〇月より先は生き延びることができない」だろう。「一刻の猶予も許されない」ほど状況は緊迫しているから、ポートランド伯のヴァーノン宛書簡に記された協定案を信頼できる少数の者で検討し、内容に異存がなければ、全権委任状に国璽を押印して氏名欄を空白にしたまま送付してもらいたい、との指示を出した。そしてこれは極秘事項であることを強調するのを忘れなかった。⁽³⁶⁾

ウイリアムの書簡を受け取ったサマーズは、直ちに第一大蔵卿のチャールズ・モンタギュー、海軍卿のオーフォード伯、南部担当国務大臣 (Secretary of State for the Southern Department) のシユルーズベリ公、および前出のジェイムズ・ヴァーノンと協議した。そして八月二八日付の国王宛書簡で、戦争を回避するためにはフランスとの話し合いの必要性は認めつつも、分割協定を結んだところでフランスがそれを守らなければ何の意味も持たないこと、また個々の条項を見ても、たとえばシチリア王国がフランスに割譲されれば、イングランドの地中海貿易が脅かされることになるとして、協定内容に強い懸念を示したのであった。⁽³⁷⁾しかしサマーズたちは、王の賢明な判断に期待し、最終的にはそれに従うとして、ウイリアムの指示どおり、名前の欄を空白にしたまま国璽の押された全権委任状を送付したのである。一六九八年一〇月一日 (新暦)、オランダのハーグにおいて、イングランド、フランス、オランダの間で条約が締結された。いわゆる「第一次分割条約」(First Partition Treaty) である。⁽³⁸⁾イングランドを代表して署名したのは、ポートランド伯と駐ハーグ大使のサー・ジョゼフ・ウイリアムソンであった。⁽³⁹⁾

こうして、スペインの王位継承をめぐる懸案事項はひとまず決着した。前述したように、ヨーロッパの勢力均衡を維持するという点では妥当な着地点であった。ところが、この条約は最初から大きな問題を抱えていた。というのは、皇帝もカルロス二世も交渉の蚊帳の外に置かれ、あくまでも英仏蘭三カ国だけの取り決めでしかなかったか

らである。そのため秘密条約が明らかになるや、オーストリアもスペインも激しく反発した。とりわけ、領土を分割しないことを至上命題としていたスペイン宮廷の反発は激しかった。一六九八年一月一日(新暦)、カルロスはいエールの王子ヨーゼフ・フェルディナントをスペインの王位継承者とし、彼に全領土を相続させるという遺言状に署名している。領土分割は許さないという確固たる意志の表明であった。そのため、条約は大きな壁に直面した。だが、条約締結から四カ月後の一六九九年二月六日(新暦)にいつそう大きな壁、すなわち、条約そのものが完全に死文と化す事態が起こった。当のヨーゼフ・フェルディナントが七歳で急逝したのである。この報に接したウイリアム三世は、「われわれは複雑な迷路に入ってしまった⁽⁴⁰⁾」と嘆息している。

この予期せぬ事態を受けて、ウイリアム三世とルイ一四世は改めて交渉を行うことにした。協議は、ロンドンではウイリアムとタラール伯との間で、ヴェルサイユでは、外務大臣トルシー侯ジャン・バティスト・コルベールと駐仏大使ジャージ伯エドワード・ヴィリアーズとの間で行われた。一六九九年六月に基本合意が成立、翌一七〇〇年三月三日(旧暦二月二一日)に、ロンドンでイングランドとフランスの代表が、三月二五日(旧暦一四日)にはハーグでオランダの代表が署名して正式に新しい条約が締結された。「第二次分割条約」(Second Partition Treaty)である。このときイングランドを代表して署名したのは、ポートランド伯とジャージ伯であった。条約の骨子は、死去したバイエルン王子に代わってカール大公がスペイン本土、スペイン領ネーデルラント、および西インド諸島を継承し、フランスのアンジュー公フィリップが先の条約と同様、イタリアにおけるスペイン領を相続するというものであった。ただしフランスには、カール大公が受け継ぐことになっていたミラノ公国領をロレーヌ公に譲り、その補償として、ロレーヌ公国領を得るという条件が付けられていた。⁽⁴¹⁾第一次分割条約をベースになされたこの協定によって、ヨーロッパにおける勢力均衡が維持されることになった。そして戦争の脅威も、ひとまず回避される運びとなったのである。

さて、以上が一六九八年と一七〇〇年にスペイン分割条約が締結された経緯である。前述したように、「第一次分割条約」はわずか四カ月後に無効となった。そして改めて合意点を見出した「第二次分割条約」も、ルイ一四世に反故にされて空文化する運命にあった。しかもそのことが、多くの国を巻き込み、長期にわたって行われたスペイン継承戦争を引き起こす要因の一つになったことは歴史が示しているとおりである。ヨーロッパの国際関係史における重要な出来事の一つであった。スペイン継承戦争は、実はスウィフトも無関係ではあり得なかった。それゆえわれわれも、この戦争に折に触れて言及することになるが、さしあたり次項では、この秘密条約がイングランドにおいてジャントの弾劾という大きな政治問題を惹起した経緯を見ていこう。

- (1) William John Hardy and Edward Bateson (eds.), *Calendar of State Papers, Domestic Series of the Reign of William and Mary: Preserved in the Public Record Office*, 11 vols. (London: HMSO, 1895-1937), XI (1700-1702), p. 282.
- (2) J. H. Plumb, *The Growth of Political Stability in England, 1675-1725* (London: Macmillan, 1967), pp. 129-58; J. A. Downie, *To Settle the Succession of the State: Literature and Politics, 1678-1750* (London: Macmillan, 1994), pp. 63-89; David Hayton, "Contested Kingdoms, 1688-1756," in *The Eighteenth Century, 1688-1815*, ed. Paul Langford (Oxford: Oxford University Press, 2002), esp. pp. 46-55.
- (3) J. R. Jones, *The First Whigs: The Politics of the Exclusion Crisis, 1678-1683* (London: Oxford University Press, 1961); Robert Willman, "The Origins of 'Whig' and 'Tory' in English Political Language," *Historical Journal*, 17/2 (1974), 247-64; 松園伸『イギリス議会議会政治の形成——「最初の政党時代」を中心に』(早稲田大学出版部、一九九四年)。
- (4) 詳しくは H. T. Dickinson, *Liberty and Property: Political Ideology in Eighteenth-Century Britain* (London: Methuen, 1979), pp. 13-90 (田中秀夫監訳『自由と所有——英国の自由な国制はいかにして創出されたか』ナカニシヤ出版、二〇〇六年、四—八九頁)を参照。
- (5) Julian Hoppit, *A Land of Liberty?: England, 1689-1727* (Oxford: Oxford University Press, 2000), pp. 141-42.
- (6) この時代の「トーリーとウィグ」および「ローターとカンタリ」については以下を参照。B. W. Hill, *The Growth of Parliamentary Parties, 1689-1742* (London: George Allen & Unwin, 1976), pp. 29-90; J. P. D. W. Kenyon, *Revolution Principles: The Politics*

of Party, 1689-1720 (Cambridge: Cambridge University Press, 1977); David Hayton, "The 'Country' Interest and the Party System, 1689-c. 1720," in *Party and Management in Parliament, 1660-1784*, ed. Clyve Jones (Leicester: Leicester University Press, New York: St. Martin's Press, 1984), pp. 37-85; idem, "The Politics of the House," in *The History of Parliament: The House of Commons, 1690-1715*, ed. Evelyn Cruikshanks, Stuart Handley, and D. W. Hayton, 5 vols. (Cambridge: Cambridge University Press, 2002), I, pp. 462-99; Geoffrey Holmes, *British Politics in the Age of Anne*, rev. edn. (London: Hambledon Press, 1987); Dickinson, *Liberty and Property*, pp. 13-118 (田中監訳「四一—一七頁」). なお、トリーとウィックのグループ分けは、辻本論「イングラントにおける常備軍の成立——ウィリアム三世期の常備軍論争」〔歴史学研究〕第八一九号、二〇〇六年(一)、八頁から示唆を得ている。

(7) 議員定数五二三のうち、トリーの獲得議席数は二〇三、ウィック二五七、無所属五三であった。Cruikshanks, Handley, and Hayton (eds.), *House of Commons*, I, p. 219; Hoppit, *Land of Liberty?*, p. 141.

(8) Keith Felling, *A History of the Tory Party, 1640-1714* (Oxford: Clarendon Press, 1924), pp. 307-29; Hayton, "The Politics of the House," in *House of Commons*, I, pp. 434-535; Henry Horwitz, *Parliament, Policy and Politics in the Reign of William III* (Manchester: Manchester University Press, 1977), pp. 208-18; Hoppit, *Land of Liberty?*, pp. 151-55.

(9) 名譽革命後のイングラントは、安定の時代を迎えたものの決して平和な時代ではなく、一六八九年から九七年まで、また一七〇二年から一三年までフランスと戦争状態にあった。前期の戦争について言えば、フランスのルイ一四世の侵略に危機感を抱いた神聖ローマ皇帝レオポルト一世は、一六八六年七月にスペイン、スウェーデンおよびドイツ諸侯たちとの間で「アウグスブルク同盟」(League of Augsburg)を結んだ。しかしルイは、プファルツ選帝侯家に男子相続者が絶えると、王位継承権と領土を要求して八八年九月に同選帝侯領に侵攻、いわゆる「アウグスブルク同盟戦争」が起こった。そこで皇帝は、イングラントとオランダ(ネーデルラント連邦共和国)を加えて新たに大同盟(Grand Alliance)を結成、かくして反フランス同盟は全ヨーロッパの規模のものとなった。なかでもフランスと積極的に対峙したのは、名譽革命によって王位に就いたばかりのウィリアム三世であった。ウィリアムにとって、フランスはオランダ総督時代からの宿敵であり、しかもルイが、王位奪回を狙うジェイムズ二世のアイerland上陸を公然と支援していたからである。

ルイ一四世打倒に執念を燃やすウィリアム三世は、自ら軍を率いてその指揮に当たった。しかしヨーロッパ最強を誇るフランス軍に対抗し得ず、モンス(Mons)、ナシユール(Namur)、ステーンケルケ(Steenkerque)、ネールウインデン(Neerwinden)、シャルロワ(Charleroi)など、多くの戦場で敗北を重ねた。戦況は海上においても同様であった。海洋国家を自認するイングラントは、オランダとともに一六九二年五月のラ・オーグの海戦(Battle of La Hogue)でこそ勝利したものの、九〇年七

月のビーチ・ヘッドの海戦 (Battle of Beachy Head) や九三年六月のラゴスの海戦 (Battle of Lagos) などで敗北した。そのため、イングランドは期待していたほどの戦果を上げることができなかった。だがフランスも決定的な勝利を得るには至らず、戦争が長期化するにつれて、双方の側でしだいに和平への機運が高まった。その結果、九七年九月のライスウィック条約で、九一年間に及ぶ戦争はひとまず終結することとなったのである (Charles Jenkinson [ed.], *A Collection of All the Treaties of Peace, Alliance and Commerce between Great Britain and Other Powers, from the Treaty Signed at Munster in 1648 to the Treaties Signed at Paris in 1783*, 3 vols. [London, 1785], I, pp. 299-305)。この戦争の原因や戦局の推移等については、むしろあたり以下を参照。J. R. Jones, *Country and Court: England 1658-1714* (London: Edward Arnold, 1978), pp. 256-78; Derek McKay and H. M. Scott, *The Rise of the Great Powers, 1648-1815* (London: Longman, 1983), pp. 43-53; Hoppit, *Land of Liberty?*, pp. 90-93, 98-106; 浜林正夫『イギリス名譽革命史(下)』(未來社、一九八三年)、二四一―四三頁、友清理士『イギリス革命史(下)』——大同盟戦争と名譽革命』(研究社、二〇〇四年)、一七五―一九七、二一〇―二四頁。

(10) 一六、一七世紀のヨーロッパで起こった「軍事革命」(military revolution) は、戦争の性格や戦術を大きく変え、軍事作戦の複雑化、広域化、戦争の長期化などをもたらした。その結果、教練と一体化した作戦行動が重視され、良き訓練を受けた規律ある兵士が求められるようになった。そしてそれとともに、各国は次々と常備軍を設けるようになった。この点については、John Brewer, *The Sinews of Power: War, Money and the English State, 1688-1783* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1990), pp. 7-8 (大久保桂子訳『財政と軍事国家の衝撃——戦争・カネ・イギリス国家一六八八―一七八三』名古屋大学出版会、二〇〇三年、一七頁)を参照。なお、ジョン・チャイルズによれば、西ヨーロッパで常備軍が設けられたのは、ウェストファリア条約が締結された一六四八年から一七一四年の間であった。John Childs, *Armies and Warfare in Europe, 1648-1789* (Manchester: Manchester University Press, 1982), p. 30.

こうして、ヨーロッパの国々で常備軍が設けられるようになった。しかし、イングランドにあつては事情は異なる。なぜなら、大陸の諸国では戦争が頻繁に繰り返されたのに対して、イングランドは国際紛争に関与せず、長きにわたって平和のうちにあった。そのため、一五世紀後半から一七世紀の後半まで常備軍を持つ時期がほとんどなく、州単位に編成された「民兵隊」(militia) もしくは民兵隊の中から資質のある者を選抜して特別の装備と訓練を施した「訓練部隊」(trained bands) が存在するにすぎなかったからである (Brewer, *Sinews of Power*, p. 8; 大久保訳、一九頁)。ところが、一六八八年を境に軍事活動は大きく変化する。それまでとは異なって、イングランドはヨーロッパ諸国と頻繁に交戦するようになり、その期間も長期に及ぶようになった。かくしてイングランドも軍事革命を経験し、常備軍を持つに至ったのである。イングランドの軍事革命にこゝでは Michael J. Braddick, "An English Military Revolution?" *Historical Journal*, 36/4 (1993), 965-75; idem, *State Formation*

in Early Modern England, c. 1550-1700 (Cambridge: Cambridge University Press, 2000), pp. 213-21が参考になる。ただし、革命の始期は一六四〇代とされている。

イングランドが常備軍を持ったのは、正確に言えば一六六一年である。前年の六〇年九月に、クロムウェルの旧共和国軍を解散させる法律が成立しているが、それはあくまでも形式的な解散であり、旧軍は引き続き国王軍、すなわち「近衛連隊および要塞守備隊」(Guards and Garrison)として再編成された。これがイングランドにおける常備陸軍の始まりである。旧共和国軍の解散から新たな国王軍の編成までの経緯については、Lois G. Schworer, "No Standing Armies?": *The Antimilitary Ideology in Seventeenth-Century England* (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 1974), chap. V を参照された。また、James Scott Wheeler, *The Making of a World Power: War and the Military Revolution in Seventeenth-Century England* (Gloucestershire: Sutton, 1999) は、イングランドにおける軍事革命と常備軍を包括的に論じていて有益である。なお、本注釈は、拙稿「ウォールポール時代のビット(下)」——チャタム伯ウィリアム・ビット研究(V)——(『岡山大学法学会雑誌』第五七巻第一号、二〇〇七年)、三三—一三四頁の記述と一部重複していることをお断りしておく。

(11) 一六八九年に制定された「権利章典」(Bill of Rights)と「軍律法」(Mutiny Act)によって、軍事に関する国王大権に一定の制限が加えられ、それまで常備軍を独占的に管理していた国王も、議会の承認なしにそれを維持することは事実上できなくなっていた。

(12) 海軍を含めると、兵力は最大で一二万超、費用約四八〇万ポンドであった。Chris Cook and John Stevenson, *British Historical Facts, 1688-1760* (London: Macmillan, 1988), pp. 170-71; Jeremy Gregory and John Stevenson, *The Longman Companion to Britain in the Eighteenth Century, 1688-1820* (London: Longman, 2000), pp. 195, 199.

(13) *The History and Proceedings of the House of Lords from the Restoration in 1660 to the Present Time*, 8 vols. (London, 1742-44), I, p. 467; Jenkinson (ed.), *Collection of Treaties*, I, pp. 299-300.

(14) *The Parliamentary History of England, from the Earliest Period to the Year 1803*, 36 vols. (London: T. C. Hansard, 1806-20), V, p. 1166. (以下「*Parl. Hist.*」略記)

(15) William III to the Earl of Portland (8 Nov. 1697), *Letters of William III and Louis XIV and of their Ministers: Illustrative of the Domestic and Foreign Politics of England from the Peace of Ryswick to the Accession of Philip V of Spain, 1697 to 1700*, ed. Paul Grimblot, 2 vols. (London, 1848), I, p. 133.

(16) William III to the Pensionary Hensius (10/20 Dec. 1697), *ibid.*, I, p. 142; *Parl. Hist.*, V, p. 1167; Hardy and Bateson (eds.), *Calendar of State Papers, VIII* (1697), pp. 505-507; Horwitz, *Parliament, Policy and Politics in the Reign of William III*, p.

226. Hoppit, *Land of Liberty?*, p. 156.
- (17) *Journals of the House of Commons*, XII, p. 5.
- (18) 当初、政府は約一五〇〇〇人の兵士を保持するのに必要とされる五〇万ポンドを希望していた。それに対して、ハーリーが主導する野党カントリ派の主張は三〇万ポンドであった。最終的に決着した三五万ポンドは、約一萬の兵士(騎兵四〇〇〇人、歩兵六〇〇〇人)を保持するのに相当する金額であった。Hardy and Bateson (eds.), *Calendar of State Papers*, IX (1698), pp. 23-24; James Vernon to the Duke of Shrewsbury (11 Jan. 1698), *Letters Illustrative of the Reign of William III from 1696 to 1708: Addressed to the Duke of Shrewsbury by James Vernon, Esq.*, ed. G. P. R. James, 3 vols. (London, 1841), I, pp. 460-61 (以下、*Letters of Vernon* 略記); William III to the Pensionary Heinsius (11/21 Jan. 1698), *Letters of William III and Louis XIV*, ed. Grimblot, I, pp. 146-48; Horwitz, *Parliament, Policy and Politics in the Reign of William III*, p. 229.
- (19) *たゞなぢ*、以下の*やんば*、*バンノット*、*やんば*。John Trenchard and Walter Moyle, *An Argument Shewing that a Standing Army is Inconsistent with a Free Government and Absolutely Destructive to the Constitution of the English Monarchy* (London, 1697); Andrew Fletcher, *A Discourse of Government with Relation to Militia's* (Edinburgh, 1698); John Toland, *The Militia Reform'd, or An Easy Scheme of Furnishing England with a Constant Land-Force, Capable to Prevent or to Subdue any Foreign Power, and to Maintain Perpetual Quiet at Home, without Endangering the Publick Liberty* (London, 1698); Samuel Johnson, *A Confulaton of a Late Pamphlet Intituled, A Letter Balancing the Necessity of Keeping a Land-Force in Times of Peace* (London, 1698).
- (20) 常備軍に賛成するデフォーの*バンノット*は次の三点、*やんば* Daniel Defoe, *Some Reflections on a Pamphlet Lately Publish'd, Entituled, An Argument Shewing that a Standing Army is Inconsistent with a Free Government and Absolutely Destructive to the Constitution of the English Monarchy* (London, 1697); *An Argument Shewing that a Standing Army, with Consent of Parliament, is not Inconsistent with a Free Government* (London, 1698); *A Brief Reply to the History of Standing Armies in England* (London, 1698).
- (21) J. G. A. Pocock, *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition, with a New Afterword by the Author* (Princeton: Princeton University Press, 1975), p. 426 (田中秀夫・奥田敬・森岡邦泰訳『「キーマヴェリアン・モーメント——フィレンツェの政治思想と大西洋圏の共和主義の伝統」名古屋大学出版会、二〇〇八年、三六

五頁)。

- (22) 上の論争については以下を参照。Arnold Miller, "Some Arguments Used by English Pamphleteers, 1697-1700. Concerning a Standing Army." *JMH*, 18/4 (1946), 306-13. J. R. Western, *The English Militia in the Eighteenth Century: The Story of a Political Issue, 1660-1802* (London: Routledge & Kegan Paul; Toronto: University of Toronto Press, 1965), pp. 89-103; Lois G. Schworer, "The Literature of the Standing Army Controversy, 1697-1699." *HLQ*, 28/3 (1965), 187-212; idem, "No Standing Armies!," chap. VIII, Caroline Robbins, *The Eighteenth-Century Communitelthman: Studies in the Transmission, Development, and Circumstance of English Liberal Thought from the Restoration of Charles II until the War with the Thirteen Colonies* (Indianapolis: Liberty Fund, 1987), pp. 99-101; Pocock, *Machiavellian Moment*, pp. 426-27 (田中他訳「三六五—六六頁」); J. A. Downie, *Robert Harley and the Press: Propaganda and Public Opinion in the Age of Swift and Defoe* (Cambridge: Cambridge University Press, 1979), pp. 19-56; Dickinson, *Liberty and Property*, pp. 97, 104-106 (田中監訳「九六—一〇三—一〇五頁」); 辻本「イングリランドにおける常備軍の成立」一—二二頁、野原慎司「十七世紀末イングリランド常備軍論争——商業と国制」(『イギリス哲学研究』第三〇号「二〇〇七年」)一—二四頁、村松茂美「ブリテン問題とヨーロッパ連邦——フレッチャーと初期啓蒙」(『京都大学学術出版会』二〇一三年)「四五—七六頁」。
- (23) 一六九四年に成立した「三年議会法」(Triennial Act)によつて、一議会は三年以上続つてはならないと定められていた。この法の政治的意義については、Holmes, *British Politics in the Age of Anne*, pp. 218-19を参照。
- (24) Cruikshanks, Handley, and Hayton (eds.), *House of Commons*, I, p. 220.
- (25) *Ibid.*, pp. 220-21.
- (26) *Parl. Hist.*, V, pp. 1191-92; James Vernon to the Duke of Shrewsbury (17 Dec. 1698), *Letters of Vernon*, II, pp. 235-37.
- (27) William III to the Pensionary Hensius (20/30 Dec. 1698), *Letters of William III and Louis XIV*, ed. Grimblot, II, p. 219.
- (28) Gilbert Burnet, *History of His Own Time, with Notes by the Earls of Dartmouth and Hardwicke, Speaker Onslow, and Dean Swift*, 6 vols. (Oxford, 1823), IV, p. 390.
- (29) William III to the Pensionary Hensius (28 Apr./7 May 1699), *Letters of William III and Louis XIV*, ed. Grimblot, II, p. 324.
- (30) これらのうち、キャプテン・キッドの件のみ簡単に述べておこう。スコットランド出身とされるキッドは、渡米して私掠船 (privateer) の船長になった。イングリランドと戦争状態にあるフランスの船舶を拿捕するなどしたこと、北米植民地でその名が知られるようになった。手腕が認められたキッドは、一六九五年にニューイングリランド総督の推薦により、政府からインド洋で跋扈している海賊の討伐を命ぜられ、海賊の根拠地であるマダガスカル島に向かった。ところが、彼自身が海賊になっ

てしまったのである。九九年にボストン入港とともに捕えられ、ロンドンに送致された。一七〇一年に裁判にかけられ、絞首刑に処せられている。この問題は議会でも取り上げられ、キッドに私掠免許を与えた政府の責任が厳しく追及されたのである。*Journals of the House of Commons*, XIII, pp. 12-39; Horwitz, *Parliament, Policy and Politics in the Reign of William III*, pp. 261-62, 286-87.

(31) ウィリアム三世は政局を安定させるため、ウィックに傾いていた政権運営を見直し、一七〇〇年一月から二月にかけて新たにトリーリの三名を、すなわち、サー・チャールズ・ヘッジズを北部担当国務大臣に、シドニー・ゴドルフィンを第一大蔵卿に、ロチエスタール伯をアイルランド総督に任命している。

(32) Cruikshanks, Handley, and Hayton (eds.), *House of Commons*, I, pp. 221-22.

(33) 前任の議長は、ウィックのサー・トマス・リトルトンであった。

(34) ポートランド伯はオランダの貴族出身で、少年のときにオラニエ家に入って以来、ウィレム三世(ウィリアム三世)の親友として、また側近として彼を支え続けた。ウィレムとメアリの婚儀を整えたばかりか、名誉革命を成功させるためにも奔走している。一六八九年には、それまでの功績が認められてイングランド貴族に叙されるところに、枢密院議員にも任命されて、王の政策顧問として大きな役割を果たした。名誉革命に至るまでの政治過程や革命後のウィリアムの統治を考えるうえに、ポートランドはきわめて重要な人物である。政治・外交活動を中心にポートランドを伝記的に論じたものはいくつかあるが、*Life of Bentinck, Earl of Portland from the Walbeck Correspondence* (New York: Appleton, 1924; David Onnekink, *The Anglo-Dutch Favourite: The Career of Hans Willem Bentinck, 1st Earl of Portland* (1649-1709) (Aldershot: Ashgate, 2007)).

(35) The Earl of Portland to James Vernon (24 Aug. 1698), *Letters of William III and Louis XIV*, ed. Grimbolt, II, pp. 119-20.

(36) William III to the Lord Chancellor Somers (25 Aug. 1698), *ibid.*, pp. 121-22.

(37) The Lord Chancellor Somers to William III (28 Aug./ Sep. 8, 1698), *ibid.*, pp. 143-46; *Journals of the House of Commons*, XIII, pp. 491-92.

(38) Jenkinson (ed.), *Collection of Treaties*, I, pp. 305-13; Grimbolt (ed.), *Letters of William III and Louis XIV*, II, Appendix I, pp. 483-95. この条約は「ロンズ条約」(Treaty of The Hague) とも称せられる。

(39) Chester Kirby, "The Four Lords and the Partition Treaty," *American Historical Review*, 52/3 (1947), 477-90. 分割条約締結前後の四名のウィック貴族の動向を詳細に論じており、現在でも価値を失っていない。

(40) William III to the Pensionary Heinsius (31 Jan./ 10 Feb. 1699), *Letters of William III and Louis XIV*, ed. Grimbolt, II, p.

- 255.
- (41) *The Manuscripts of the House of Lords (1699–1702)*, new ser., 12 vols. (London: HMSO, 1900–77), IV, pp. 251–58; Jenkinson (ed.), *Collection of Treaties*, I, pp. 319–26; *Letters of William III and Louis XIV*, ed. Grimblot, II, Appendix II, pp. 495–507; Andrew Browning (ed.), *English Historical Documents*, vol. VIII: 1660–1714 (London: Eyre & Spottiswoode, 1953), pp. 867–72.
- (42) スペイン分割条約をめぐるイングランドの外交を記述するにあたっては、以下の文献に多くを負っている。Horwitz, *Parliament, Policy and Politics in the Reign of William III*, pp. 240–41, 277–78; Jones, *Country and Court*, pp. 284–87; Hoppit, *Land of Liberty?*, pp. 108–109; 友清理士『スペイン継承戦争——マールバラ公戦記とイギリス・ハノーヴァー朝誕生史』（彩流社、二〇〇七年）、「1—1—1」頁。